

# 「MIMAMORI AI」利用規約

実施：2025年3月31日(最終改定：2026年3月16日)

## 目次

### 第1章 総則

第1条（本規約の目的）	4
第2条（本規約の変更）	4
第3条（用語の定義）	4

### 第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）	5
第5条（提供区域）	5

### 第3章 契約

第6条（契約の単位）	6
第7条（契約申込の方法）	6
第8条（契約申込の承諾）	6
第9条（契約申込内容の変更）	7
第10条（権利の譲渡の禁止）	7
第11条（契約者の地位の承継）	7
第12条（契約者の氏名等の変更の届出）	8
第13条（装置設置場所の提供等）	8
第14条（装置設置場所の移転）	8

### 第4章 禁止行為

第15条（営業活動の禁止）	8
第16条（著作権等）	9

### 第5章 利用中止等

第17条（利用中止）	9
第18条（利用停止）	10

第 19 条 (利用の制限)	10
第 20 条 (本サービス提供の終了)	11
第 21 条 (契約者による解約)	11
第 22 条 (当社による解約)	11
第 6 章 料金	
第 23 条 (料金)	12
第 24 条 (料金の支払義務)	12
第 25 条 (工事費の支払義務)	13
第 26 条 (割増金)	13
第 27 条 (延滞利息)	13
第 28 条 (料金計算方法等)	14
第 29 条 (端数処理)	14
第 30 条 (料金等の支払)	14
第 31 条 (料金の一括後払)	14
第 32 条 (消費税相当額の加算)	14
第 33 条 (料金等の臨時減免)	15
第 7 章 損害賠償	
第 34 条 (責任の制限)	15
第 35 条 (免責事項)	16
第 8 章 個人情報の取扱	
第 36 条 (個人情報の取扱)	17
第 37 条 (電子データの取り扱い)	17
第 9 章 雑則	
第 38 条 (利用に係る契約者の義務)	18
第 39 条 (契約者の当社に対する協力事項)	20
第 40 条 (除外事項)	20

第 41 条（設備等の準備）	21
第 42 条（法令に規定する事項）	21
第 43 条（承諾の限界）	21
第 44 条（準拠法）	21
第 45 条（紛争の解決）	22
第 46 条（反社会的勢力の排除）	22
第 47 条（適格請求書の発行）	23

## 附則

【別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）】	24
【別紙 2（料金表）】	25
【別紙 3（サポートを提供するにあたり取得する情報）】	26
【別紙 4（当社が別に定めることとする事項）】	27
【別紙 5（当社指定のカメラクラウド）】	27

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の目的）

NTT東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、「MIMAMORI AI」利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「MIMAMORI AI」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和59年法律第86号第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### 第2条（本規約の変更）

1 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示
- ⑤当社サービス取扱所等における掲載

### 第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
カメラ装置	カメラ映像をインターネットを通じカメラクラウドに送信する装置
カメラ映像	カメラ装置により取得された映像
カメラクラウド	カメラ装置の設定や映像を保有し契約者のカメラ装置の通信環境をリ

	アルタイムに管理する機能、及びカメラ装置で取得した映像を分析する機能を有する装置
ギガらくカメラ	「ギガらくカメラ」利用規約」に基づき当社が提供するサービス
表示端末	契約者が準備する以下の端末 <ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ映像を閲覧するために必要な専用アプリをインストールしたスマートフォンやタブレット、ノート PC 等</li> <li>・ブラウザ(Chrome /Edge/Firefox 等)を介してカメラ映像を閲覧するスマートフォンやタブレット、ノート PC 等</li> </ul>
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線
マネジメント WEB アプリ	本サービスの利用において、ユーザ・カメラ装置の管理等を行うアプリ
ユーザ	本サービスの利用者
VMS	本サービスの利用において、検知映像・検知の通知等を確認するアプリ
拠点グループ	管理するカメラ装置の最小単位のグループ
テナントグループ	拠点グループを管理するグループ
サポート	本サービスのご利用方法、故障等に関するお問い合わせ対応

## 第 2 章 本サービスの提供

### 第 4 条 (本サービスの提供範囲)

当社は、契約者に対し、別紙 1 (本サービスで提供する機能・提供条件) で定めるサービスを提供します。

### 第 5 条 (提供区域)

当社は、本サービスを、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

### 第3章 契約

#### 第6条（契約の単位）

当社は、1拠点グループごとに、1の本契約を締結します。

#### 第7条（契約申込の方法）

1 本契約を申し込もうとする者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所等に申し出ていただきます。

(1) 契約者名義

(2) 契約者住所

(3) 連絡先電話番号

(4) メールアドレス

(5) その他申込の内容を特定するための事項

2 本サービスの申込みをする場合、本サービス取扱所等への登録手続きが必要となる場合があります。

#### 第8条（契約申込の承諾）

1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、その旨契約者に通知します。当該通知をもって本契約が成立するものとし、当該通知に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとし、

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。

(4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3 当社が、前2項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第9条（契約申込内容の変更）

1 契約者は、第7条（契約申込の方法）に定める事項又は別紙1及び別紙2に規定するプランの変更その他本契約の内容の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第10条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第11条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

#### 第11条（契約者の地位の承継）

1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の様式にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所等に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

## 第 12 条（契約者の氏名等の変更の届出）

1 契約者は、第 7 条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所等に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所等に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先へのメール等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

## 第 13 条（装置設置場所の提供等）

本サービスを利用するためにカメラ装置を設置する場所、及びカメラ装置の使用に要する電気は、契約者から提供していただきます。

## 第 14 条（装置設置場所の移転）

当社は、契約者から要請があったときは、カメラ装置の設置場所の変更等の手続きを受付けます。なお、カメラ装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

## 第 4 章 禁止行為

### 第 15 条（営業活動の禁止）

契約者は、有償、無償を問わず、本サービス（本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）を含みます。）を第三者に対して再提供することはできません。

## 第 16 条（著作権等）

1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。）、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（ただし第11条（契約者の地位の承継）に定める場合を除く）・担保設定

等しないこと。

(4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

## 第 5 章 利用中止等

### 第 17 条（利用中止）

1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 第19条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。

(3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 18 条 (利用停止)

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6 ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第 10 条（権利の譲渡の禁止）、第 15 条（営業活動の禁止）、第 16 条（著作権等）又は第 38 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7) 当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 19 条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

## 第 20 条 (本サービス提供の終了)

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 21 条 (契約者による解約)

1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所等に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、最短の解約日は原則として契約者の解約申出が当社に到達した日の翌日から起算して 4 営業日とし、これより短い期間での解約は承れません。

(注)本サービス利用のために契約者が別途締結をしているカメラクラウドにかかる契約は、本契約を解約しても自動的に解約されません。カメラクラウドにかかる契約も解約をご希望される場合は、別途解約のお手続きをするようにご注意ください。

## 第 22 条 (当社による解約)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。また、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

(1) 第 18 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第 20 条 (本サービス提供の終了) 第 1 項に定めるとき。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

①支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相

当の理由がある場合

②手形交換所の取引停止処分を受けた場合

③差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

## 第6章 料金

### 第23条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙2 (料金表) に定めるところによります。

### 第24条 (料金の支払義務)

1 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除日の前日までの期間について、別紙2 (料金表) に規定する月額料金の支払いを要します。

ただし、本サービスの提供を開始した月に契約の解除が行われた場合は当月分の料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区分	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下こ	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金

の条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	
当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

#### 第 25 条 (工事費の支払義務)

1 申込者及び契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 2 (料金表) に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前に本契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。その場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後は、前項の規定にかかわらず、契約者は着手した工事部分について、その工事費を負担していただきます。この場合において、負担を要する工事費の額は、その額に消費税相当額を加算した額となります。

#### 第 26 条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (別紙 2 (料金表)) の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額) を割増金として支払っていただきます。

#### 第 27 条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

## 第 28 条 (料金計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う別紙 2 (料金表) に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。
- 2 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 3 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 4 (当社が別に定めることとする事項) に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金 (当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。) の支払いを要します。

## 第 29 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第 30 条 (料金等の支払)

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所等又は金融機関等において支払っていただきます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 契約者は、テナントグループ単位で料金を支払っていただきます。テナントグループは契約者が任意に設定しない限り、拠点グループと同一になります。

## 第 31 条 (料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

## 第 32 条 (消費税相当額の加算)

第 24 条 (料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により別紙 2 (料金表) に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した

額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

### 第 33 条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

## 第 7 章 損害賠償

### 第 34 条 (責任の制限)

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとし、また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

(1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害

(2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害

(3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害

(4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

### 第 35 条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第 34 条（責任の制限）第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 5 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 6 オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第 34 条（責任の制限）第 3 項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 7 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。
- 8 本サービスは、あらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではなく、本サービスの利用により生じた契約者の損害及び契約者の行為又は契約者が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 9 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 10 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 11 当社は、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）、第 19 条（利用の制限）、第 20 条（本

サービス提供の終了)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。

12 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

## 第8章 個人情報の取扱

### 第36条 (個人情報の取扱)

1 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報(以下「個人情報」といいます。)を取得します。

2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、第1項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用する場合があります。

4 当社は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

### 第37条 (電子データの取り扱い)

1 契約者は、別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第2項に定める機能を利用するため、カメラ装置で個人の映像を撮影し、取得する(取得した個人の映像を以下、「本電子データ」といいます。)場合、本電子データの加工及び解析を当社へ委託するものとし、本電子データを当社へ提供していただきます。

2 契約者は、当社が本サービスに用いる AI システム（以下、「AI システム」といいます。）に学習させ又は活用するため、及び株式会社アジラが提供するサービス等の品質改善に活用する目的で当社が株式会社アジラに第三者提供するため、本電子データを第三者提供として当社へ提供していただきます。なお、当社が株式会社アジラに第三者提供する情報は、以下に定めるマスキング情報とします。

3 当社は、本電子データの全部又は一部について、本電子データと照合不可能な形式（数字の羅列等）に変換（以下、「学習情報」といいます。）、又は本電子データのうち特定の個人を識別することができないようにマスキング加工された画像及び映像（以下、「マスキング情報」といい、学習情報とあわせて「学習情報等」といいます。）を本サービスに用いる AI システムに学習させ又は活用します。

4 当社は、学習情報等を、当社の提供する電気通信サービス等の品質改善、紹介、コンサルティング（統計情報の第三者に対する提供を含みます）、及び新たな電気通信サービス等の企画・開発に用いる目的で利用できるものとします。

5 学習情報については、本電子データとの照合が不可能な形式に変換されたもので、新たな情報であり、その性質上返還対象となるものでないため、理由のいかんを問わず、当社は返還又は破棄等をする義務を負いません。

6 当社は、本電子データ及び学習情報等を、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

7 当社は、本サービスを提供するため、本電子データ又は学習情報等を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

## 第9章 雑則

### 第38条（利用に係る契約者の義務）

1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

(1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

(2) 本サービスで利用するカメラ装置がインターネットに接続できる環境であること。

(3) 別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第3項及び別紙5（当社指定のカメラクラウド）に定める仕様を満たすカメラ装置及びカメラクラウドが用意されていること。

2 契約者が、サポートの提供を受ける場合は、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) サポートの提供のために、本サービスを利用するID及びパスワードを当社に提供し、当社がそれを使用することを承諾すること。

3 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

(2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10) 別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）で利用する利用IDを第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。

(11) 本サービスの利用に係るID、パスワード等の適正な管理に努めること。

(12) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

4 契約者は、第37条（電子データの取り扱い）に基づく本電子データの取扱いにあたり、以下の事項を実施する必要があります。

(1) 個人情報保護のために以下の各号に記載する措置を実施すること。

- ・ 個人情報保護に係る各種法令及びガイドライン等を遵守すること
- ・ カメラ装置を施錠可能な場所に設置・保管する等、第三者による本電子データの取得を防ぐ対策を取ること
- ・ 情報管理責任者を設置すること
- ・ 情報管理責任者による自主点検を実施し、第1号及び第2号の履行状況を定期的に確認すること
- ・ 本電子データの漏洩事故が発生した場合、直ちに当社にその旨を通知すること

(2) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、必要に応じて個人情報保護法又は「カメラ画像 利活用ガイドブック」(IoT 推進コンソーシアム、総務省及び経済産業省)等を参照し、適切に対応すること。

#### 第 39 条 (契約者の当社に対する協力事項)

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報 (操作説明書等を含みます。) の提供
- (3) 表示端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施
- (4) 表示端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

#### 第 40 条 (除外事項)

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 38 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合
- (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合

#### 第 41 条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの料金は、本サービスの料金には含まれません。

#### 第 42 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 43 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第 44 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 第 45 条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 46 条 (反社会的勢力の排除)

1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定するもの）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損

し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第 47 条（適格請求書の発行）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの料金の請求額情報について消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書を発行します。

【別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）】

1. サービス概要

本サービスは、契約者がカメラ装置から取得した本電子データを当社のサーバ上へ転送し、解析等の処理をリアルタイムで行うことで、異常行動の検知を行うサービスです。

2. 本サービスで提供する内容

プラン	ライトプラン	スタンダードプラン
解析時間	9:30～21:00 または 21:30～9:00	24 時間
AI 検知機能	以下検知機能を基本機能として提供 (転倒/侵入/違和感/エスカレーター違和感/滞留)	以下検知機能を基本機能として提供 (喧嘩・暴力/転倒/侵入/違和感/エスカレーター違和感/ふらつき/滞留/飛び降り予兆)
外部アラート機能	AI 検知機能で検知した内容のメール通知機能	AI 検知機能で検知した内容のメール通知機能・スピーカパトランプ等の通知機器連携(※)

API 機能	—	任意の接続先との連携のための機能 (検知内容 webhook)
接続確認機能	カメラ装置切断検知	
ダッシュボード機能	ユーザ・カメラ装置の管理等を行うマネジメント WEB アプリ及び検知映像・検知の通知等を確認する VMS を提供	
サポート	<サポート時間> 平日 9:00～17:00 (年末年始を除く) ※Web フォームによる受付は 24 時間 365 日可能ですが、サポートは上記の時間にて順次対応させていただきます  <サポート内容> ・本サービスのご利用方法に関するお問い合わせ ・本サービスの故障や不具合に関するお問い合わせ	

(※) 通知機器連携を利用する場合には、あらかじめ当社が指定する通知機器 (スピーカパトランプ等) を契約者自身でご準備頂き、連携の為の機器設定をして頂く必要があります。

指定する機器の情報は当社ホームページ ([https://business.ntt-east.co.jp/service/ai\\_detect/](https://business.ntt-east.co.jp/service/ai_detect/)) でご確認ください。

(注) プランを変更する場合は、当該プラン変更の適用開始と同時に、従前プランにおいて取得した本電子データについては削除され、閲覧できなくなります。また、当該プラン変更の適用に伴い、変更設定工事をお申込みいただく必要があります。上記表の解析時間に関わらず、変更設定工事中は本サービスを利用できません。

別紙 2 (料金表) で規定する追加機能

提供内容	詳細 (AI 検知機能)
セキュリティ強化機能	自転車/スケボー/白杖/車椅子/人数カウント/混雑状況/放置物
マーケット機能 (プレビュー版)	属性分析(年齢・性別)

(注) セキュリティ強化機能及びマーケット機能は、スタンダードプランのみに付与可能なオプション機能です。スタンダードプランからライトプランに変更された場合は、当該プラン変更の適用と同時にこれらのオプション機能は使用できなくなります。

(注) マーケット機能はプレビュー版としてのご提供となります。

### 3. 提供条件

(1) 本サービスの利用には、本契約とは別に契約者自身でインターネットに接続できる環境を用意していただく必要があります。

(2) 本サービスの利用には、本契約とは別に契約者自身で接続可能な当社指定のカメラクラウド及びカメラ装置を用意していただく必要があります。

(3) 新規やカメラ装置追加の申し込み時に接続可能な当社指定のカメラクラウド及びカメラ装置の設置が完了していることが必要です。

(注) 当社指定のカメラクラウドは別紙5 (当社指定のカメラクラウド) に記載

(4) 1の契約の中で付与できるVMSの権限は、拠点グループ単位です。拠点グループの中でさらに権限をわけたい場合は、別途ご契約が必要です。

(5) 契約者が複数の契約を有する場合、当該契約者は指定する拠点グループを管理するテナントグループを設定することができます。ただし、1のテナントグループとして管理する拠点グループの数は、カメラ装置の総和(拠点グループを指定する順序で加算した合計値)で決定されるものであり、その総和は100台が上限です。上限を超える場合は、別途テナントグループを指定頂くか、最後にお申込みいただく拠点グループ内のカメラ台数を制限いただく必要があります。

#### 【別紙2(料金表)】

(料金は税別)

区分		単位	料金額
MIMAMORI AI	初期設定	① 拠点グループ	① 15,000円/拠点グループ
	工事費	② カメラ装置	② 1,500円/カメラ装置
	月額利用料	カメラ装置	ライトプラン:8,000円/カメラ装置 スタンダードプラン:13,500円/カメラ装置
	変更設定 工事費	カメラ装置	1,500円/カメラ装置

#### 【備考】

(注) 1拠点グループにつき、カメラ装置の上限は100台です。

(注) 月額利用料は、サービス提供開始の翌月から契約解除月まで発生します(初月無料)。

(注) 提供開始月に契約解除した場合、その月の利用料金が発生します。解除月の料金は日割り計算せず、月額分の請求となります。

(注) 解約金は発生いたしません。

- (注) ギガらくカメラをご利用の場合、本サービスの請求は別々に行われます。
- (注) 月内に変更申込があった場合は、同月内の最大料金が適用されます。
- (注) 初期・変更設定工事とは、本サービスの設定における工事を指します。初期・変更設定工事における費用にはカメラ装置の設置工事は含まれませんので、契約者にて行っていただきます。
- (注) プランを変更する場合は、変更対象のカメラ装置毎に変更設定工事費が発生します。
- (注) 初期設定工事費①は、1カメラ装置毎ではなく、ご契約の1拠点グループ（1契約）単位で発生します。
- (注) 初期設定工事費②は、ご契約のカメラ装置毎に発生します。
- (注) 初期設定工事費は①、②両方とも発生します。
- (注) オプション機能の追加・変更・停止には変更設定工事費は発生しません。

### オプション料金

セキュリティ強化機能	
月額利用料	1,800 円/カメラ装置

(注) スタンダードプランのみに付与可能なオプション機能です。

(注) 月内に変更申込があった場合は、同月内の最大料金が適用されます。

(注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。(追加と変更の場合のみ)

マーケット機能（プレビュー版）	
月額利用料	※正式版リリースまで無償提供

(注) スタンダードプランのみに付与可能なオプション機能です。

(注) ご利用いただく場合は本機能に関するご意見の収集にご協力いただく必要がございます。

### 【別紙3（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

当社は、以下の情報を取得します。

- (1) アカウント情報（メールアドレス、企業名、ユーザ名）
- (2) カメラ装置情報（カメラ名、拠点名、リアルタイム配信映像、接続方式、AI オプションの種類、接続状態）

(3)契約者による設定情報（AI 設定情報、検知通知先メールアドレス、外部連携 URL、フロアマップ画像）

(4)AI 解析結果（検知時の録画映像、AI 検知の統計情報、AI 検知のメタデータ）

(5)その他当社がサポートのために必要と判断した情報

**【別紙 4（当社が別に定めることとする事項）】**

第 28 条（料金計算方法等）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

**【別紙 5（当社指定のカメラクラウド）】**

当社が指定するカメラクラウドは、「ギガらくカメラ」サービス中の「クラウドプラン Type-SF」において提供されるカメラクラウドとなります。

（注） API 機能は、本サービスご利用の契約者には本サービスに基づいて提供されます。ご利用のギガらくカメラにおいて動画連携 API オプションは使用できませんので、ギガらくカメラのご契約でオプション契約をされている契約者は、別途解約のお手続きをお願いいたします。

（注）ギガらくカメラのうち、180 度及び 360 度カメラは本サービスでは利用できず、当社指定のカメラクラウド対象外となります。